岩瀬文庫広場測量・設計業務公募型プロポーザル募集要領

| 趣旨

西尾市岩瀬文庫は、明治 41 年に岩瀬弥助によって創設された私立図書館である「岩瀬文庫」を前身とする。文庫創設時に、閲覧室や公会堂がある本館及び書庫などの建物とともに、敷地内には、池を配した庭園が整備された。西尾市では、大正時代に建築された煉瓦造書庫と図書館おもちゃ館(国登録有形文化財)の保存修理工事の実施に合わせて、2 棟の建物の周辺エリアを歴史的な建物と調和した広場として再整備を計画している。

本要領は、事業の実施にあたり公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するために必要な 事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

岩瀬文庫広場測量·設計業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務期間(予定)

契約締結日 から 令和6年3月19日 まで

(4) 委託費の限度額

8,187 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(5) 委託費の支払条件

精算払い

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

3 審査基準及び審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

4 スケジュール(予定)

募集要領等公開日	令和5年8月10日(木)
説明会開催	なし
質問書提出開始日	令和5年8月10日(木)
質問書提出締切	① 令和5年8月18日(金)・②8月25日(金)
質問への回答	① 令和5年8月25日(金)・②9月1日(金)
企画提案書提出締切	令和5年9月8日(金)
プレゼンテーション※	令和5年9月15日(金)
審査結果通知	令和5年9月19日(火)

[※]書面審査に変更する場合がある。

5 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に 掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 西尾市入札参加資格者名簿(建設コンサル)の「コンサル」のうち、業種「都市計画・地方計画」 に登載されている者である。

(2) 平成25年度以降に、元請として、史跡又は名勝(庭園)(注1)に関する整備の計画業務又は設計業務を履行した実績を有すること。

(注1) ここでいう史跡又は名勝(庭園)とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条に基づき文部科学大臣が指定する「史跡名勝天然記念物」若しくは「特別史跡名勝天然記念物」、又は法182条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定めるところにより指定した史跡又は名勝(庭園)に限る。

- (3) 自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である。
- (4) 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者である。
- (5) 本店及び営業所等が税を滞納していない者である。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でない、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でない。
- (7) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者である。

6 質問事項の受付、回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

ア 提出方法

- ・質疑がある場合は、1回目は令和5年8月18日(金)まで、2回目は8月25日(金)までに質問書(別添様式)により電子メールにて問い合わせること。
- ・電子メールのタイトルは「岩瀬文庫広場測量・設計業務に関する質問」とし、質問書を添付すること。

イ 提出先

西尾市教育委員会文化財課 文化財担当

bunkazai@city.nishio.lg.jp

ウ回答

1回目は令和5年8月25日(金)、2回目は9月1日(金)に西尾市ホームページにて一括回答する。

エその他

質問書を送付した場合は、必ずその旨を提出先に連絡し送受の確認をすること。質問書 が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年9月8日(金)

午前9時から午後5時までの受付時間中(月曜日は除く)に(3)に掲げる提出書類を西尾市教育委員会文化財課に持参又は郵送にて提出(必着)すること。(郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。)

(2) 提出場所

〒445-0847 西尾市亀沢町 480 番地(西尾市岩瀬文庫内) 西尾市教育委員会文化財課文化財担当

(3) 提出書類

ア 参加資格申請書 (様式第1号)

イ 企画提案書 (様式第2号)、内容は任意様式 8ページ以内 (A4カラー刷両面4枚以内・様式2号の表紙を除く)

別紙仕様書に基づいて、庭園遺構を保存活用し、歴史的建造物と調和した岩瀬文庫広場の整備方針について、図や写真を用いて提案すること。図や写真については企画提案書内

にレイアウトするか、又は A3 両面 2 枚まで別添を可能とする (A3 図面 1 枚は A4 1 枚としてカウントする)。

- (ア) 提案にあたっては、次の項目に留意すること。
 - ① 計画作成にあたっては、賑わいと集いの創出、周遊可能な快適な広場空間の創出、 2棟の登録文化財建物が映える空間の創出を方針とする。
 - ② 文化財的な価値を有する池の護岸の石積みを含む池の遺構は保存を原則とする。ただし、植栽・木製橋等の改変は可能とする。
 - ③ 昭和前期までに岩瀬文庫庭園の植栽として植えられたと判断される樹木は保存を原則とする(剪定は可)。ただし、建物や遺構の保存に影響のある樹木はこの限りではない。
 - ④ 図書館及びおもちゃ館前のインターロッキング舗装は撤去し、安全性と美観を兼ね備えた舗装に改修するものとする。
 - ⑤ 池の水を良好な状態で維持できる計画を盛り込むこと。
 - ⑥ 本計画に基づく広場再整備の予定工事費は70,000,000円(税込)を上限とする。
 - (7) 整備後の広場を活用した、①の方針に基づくソフト事業の提案を盛り込むこと。
- (イ) 企画提案書に、以下の3点を添付すること(企画提案書の枚数には含まない)。
 - i.本業務工程表(任意様式)
 - ii. 見積書及び積算内訳(任意様式)
 - iii.5 応募資格(2)に掲載した受注実績のうち、整備(計画)が最も成功したと認識する事例の内容について、簡潔にまとめたもの。
- ウ 提案者の概要(別紙参考様式)

参考資料として既存の会社概要パンフレット等の添付も可。

工 業務実施体制 (別紙参考様式)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載する。また、 担当者の略歴(所属、役職、過去の類似事業の実績、保有資格等)を記載する。

「保有資格」欄に記載したものは、証明書類(コピー可)を提出。

- 才 業務実績 (別紙参考様式)
 - 5 応募資格 (2) に掲載した受注実績(発注者名、業務名、業務内容、業務期間、金額、指定区分等)を記載する。また、名勝(庭園)の測量業務の実績がある場合には、別に記載し、可能であれば測量図面を添付すること(文化財指定の有無及び発注の形態等の条件は問わない)。※上記ウ~オの分量は A4 2~3 ページ程度とする(名勝(庭園)測量図面は除く)。
- (4) 提出部数

各 7 部(正本 1 部、副本 6 部)とする。なお、7 部すべてをファイル等に綴じること。

8 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書及び提出書類のみを使用して、プレゼンテーション審査又は書面審査 を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容(プレゼンテーションを実施する場合)を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

(3) 審査会開催日(予定)

令和5年9月15日(金)午後

※プレゼンテーションを実施する場合の時間はメールにて通知する。

(4) 会場

西尾市役所本庁舎1階多目的室A(提案者控室:1階多目的室E)

- (5) 参加人数
 - 1提案者4 名以内とする
- (6) 説明時間
 - 30 分とし、概要等説明20 分、質疑応答10 分程度とする。
- (7) 主な審査項目
 - ア 整備全体の方向性
 - イ 提案要件の合致
 - ウ 広場整備の内容
 - エ 同種の業務実績
 - 才 業務実施体制
 - カ 見積金額の妥当性
- (8) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

9 契約の締結

8により選定された者と交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 複数の企画提案は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (6) 提出された書類は本業務以外の目的には使用しない。
- (7) 採用された企画提案書の著作権は西尾市に帰属するものとする。

|| 問い合わせ

〒445-0847 西尾市亀沢町 480 番地 (西尾市岩瀬文庫内)

西尾市教育委員会文化財課文化財担当

電話:0563-56-2459

担当:三田

E-mail: bunkazai@city.nishio.lg.jp